

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 3 月28日
【会社名】	株式会社マイスターエンジニアリング
【英訳名】	MYSTAR ENGINEERING CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 菊地 幸雄
【本店の所在の場所】	千葉県美浜区中瀬一丁目 3 番地 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田七丁目19番 1 号 (東京本社)
【電話番号】	03 (5487) 8211 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 鈴木 利雄
【縦覧に供する場所】	株式会社マイスターエンジニアリング 東京本社 (東京都品川区西五反田七丁目19番 1 号) 株式会社マイスターエンジニアリング 大阪本社 (大阪市北区大淀南一丁目11番 8 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成26年3月28日開催の取締役会において、平成26年5月1日を効力発生日として、吸収分割により当社のホテル事業を当社の完全子会社である株式会社マイスターホテルマネジメントに承継させることを決議し、平成26年3月28日に同社と吸収分割契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社マイスターホテルマネジメント
本店の所在地	東京都品川区西五反田七丁目19番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 菊地 幸雄
資本金の額	10,000千円
純資産の額	11,747千円（平成25年12月31日現在）
総資産の額	44,001千円（平成25年12月31日現在）
事業の内容	ホテル・駐車場の運営管理、食料品の販売、清掃・警備・その他一般ビルメンテナンス、建築物の改装工事、労働者派遣事業、不動産の売買・賃貸借・仲介・管理

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高（千円）	471,372	350,362	349,190
営業利益又は営業損失（ ） （千円）	40	2,148	1,208
経常利益又は経常損失（ ） （千円）	10	2,036	1,023
当期純利益又は当期純損失 （ ）（千円）	1,217	1,983	1,160

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

株式会社マイスターエンジニアリング 100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社の完全子会社であります。
人的関係	当社の代表取締役が同社の代表取締役を兼務しております。また、当社の取締役及び従業員が同社の取締役を、当社の従業員が同社の監査役をそれぞれ兼務しております。
取引関係	当社は同社との間で、ホテルの運営管理に関する業務委託の取引があります。

(2) 当該吸収分割の目的

当社のホテル事業が、その売上規模が拡大し、事業体として自立できるまでに成長したため、完全子会社である株式会社マイスターホテルマネジメントに事業を集約することで、ホテル事業の専門性をより高めるとともに、顧客及び取引先への地域密着の事業展開を行い、事業の一層の拡大・強化を図るため、本吸収分割の実施を決定いたしました。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を吸収分割会社とし、株式会社マイスターホテルマネジメントを吸収分割承継会社とする吸収分割であります。

吸収分割に係る割当ての内容

吸収分割承継会社は、吸収分割に際して、当社に対し対価の交付は行いません。本吸収分割による当社の資本金の増減はありません。

その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の日程

平成26年3月28日 吸収分割契約承認取締役会（当社）、取締役による承認（承継会社）

平成26年3月28日 吸収分割契約の締結

平成26年5月1日（予定） 吸収分割効力発生日

（注） 本吸収分割は、当社においては会社法第784条第3項の規定により、承継会社においては会社法第796条第1項の規定により、両社とも株主総会の承認を得ることなく行います。

当社と承継会社が平成26年3月28日に締結した吸収分割契約の内容は、後記のとおりであります。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社マイスターホテルマネジメント
本店の所在地	東京都品川区西五反田七丁目19番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 菊地 幸雄
資本金の額	10,000千円
純資産の額	320百万円
総資産の額	650百万円
事業の内容	ホテル・駐車場の運営管理、食料品の販売、清掃・警備・その他一般ビルメンテナンス、建築物の改装工事、労働者派遣事業、不動産の売買・賃貸借・仲介・管理

吸収分割契約書

株式会社マイスターエンジニアリング（以下「甲」という。）と甲の完全子会社である株式会社マイスターホテルマネジメント（以下「乙」という。）は、甲が営んでいるホテル事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を、乙が承継する吸収分割（以下「本件分割」という。）に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により甲が本事業に関して有する権利義務を分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（本件分割の当事会社に係る商号及び住所）

(1) 分割会社（甲）

商号：株式会社マイスターエンジニアリング

住所：千葉県美浜区中瀬一丁目3番地

(2) 承継会社（乙）

商号：株式会社マイスターホテルマネジメント

住所：東京都品川区西五反田七丁目19番1号

第3条（本件分割により承継する権利義務の内容）

甲は、本件分割により、第5条に定める効力発生日に、平成25年12月31日現在の貸借対照表を基礎とする別紙「承継権利義務明細表」に乙が承継するものとして記載された資産、債務その他の権利義務に、効力発生日の前日までの増減を当該貸借対照表の作成に用いたものと同じ会計基準に従い加除した資産、債務その他の権利義務を乙に移転し、乙はこれを承継する。

2. 前項により乙が甲から承継する債務については、甲が重畳的債務引受けを行う。

3. 甲は、別紙「承継権利義務明細表」に乙が承継するものとして記載された契約上の地位を第5条に定める効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

4. 甲及び乙は、本件分割に際して、登記、登録、通知等の手続が必要なものについては、甲乙協力してその手続を行うものとする。なお、手続に要する費用は、甲乙各自において自ら実施する手続に必要な費用を負担する。

第4条（本件分割に際して交付する対価）

乙は、本件分割に際して、乙が前条に基づき承継する権利義務等の対価として、株式・金銭等の財産を交付しない。

第5条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成26年5月1日とする。ただし、本件分割手続の進行に応じ必要あるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（本契約の承認）

甲は、会社法第784条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を得ずに本件分割を行うものとする。

2. 乙は会社法第796条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を得ずに本件分割を行うものとする。

第7条（競業禁止義務）

甲は、本件分割後においても、本事業について、競業禁止義務を負わない。

第8条（善管注意義務）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間、甲は本事業を、乙はその一切の事業を、善良なる管理者の注意義務をもって継続し、通常の業務遂行に伴うものを除き、相手方の承諾なくして、本事業及びこれに属する財産に変更を加えないものとする。

第9条（本契約の変更および解除等）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産状態、経営状態に重大な変動を生じた場合、甲乙協議の上、本契約を変更または解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 効力発生日までに、法令に定める関係官庁の承認が得られなかった場合
- (2) 前条に従い本契約が解除された場合

第11条（専属的合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第12条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上これを決定する。

本契約締結の証として、本書 1 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

平成26年 3 月28日

（甲）千葉県美浜区中瀬一丁目 3 番地
株式会社マイスターエンジニアリング
代表取締役社長 菊地 幸雄

（乙）東京都品川区西五反田七丁目19番 1 号
株式会社マイスターホテルマネジメント
代表取締役社長 菊地 幸雄

(別紙)

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する権利義務の明細は、以下のとおりとする。

1．承継する資産

本事業に属する資産の一切（甲が保有する乙株式及び株式会社エムイーホテルズ株式を除き、株式会社クサツエストピアホテルの全株式を含む）。

2．承継する債務

本事業に関する債務の一切。

3．承継する契約上の地位及びこれに付随する権利義務

本事業に関して甲が締結した取引基本契約、業務委託契約、保守契約、請負契約、賃貸借契約（駐車場及びマンションを除く）、リース・レンタル契約、サービス利用契約、売買契約その他本事業に附帯関連する一切の契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務（ホテル事業に従事する従業員との間の雇用契約を除く）。

4．承継する許認可等

本事業に関する許可、認可、承認、登録、届出、確認等のうち、甲から乙への承継が法令上可能なものの一切。

以 上